

川越地区消防組合PR動画作成業務委託仕様書

1 委託業務名

川越地区消防組合PR動画作成業務委託

2 業務目的

川越地区消防組合（以下「当組合」という。）が設立50周年という大きな節目を迎えることをきっかけとし、当組合のPR動画を制作するもの。

3 コンセプト

- ・当組合職員が日々活動する様子をリアルに表現する。
- ・消防（職員）が住民の身近な存在であるということを表現する。
- ・特にこれからの時代を担う若い世代を意識した演出や表現手法を活用し、将来的な当組合への就職希望者の増加（人材の確保）を狙う。

4 業務内容

企画、演出、撮影、録音、編集、ナレーション等の映像制作（実写映像に限定しない。）に必要な業務及び付帯する業務一切とする。撮影に際しての使用料、出演料、謝礼、機器の損傷等に係る損害等の費用は受注者の負担とする。その他詳細については次のとおりとする。

(1) 映像制作

ア 演出方法等

- ・内容、演出方法については、契約後速やかに打ち合わせを行い、絵コンテ等により当組合の承認を得ること。また、当組合職員を撮影に起用する場合には、支援体制を拡充すること（演技指導等）。
- ・当組合の承認後、やむを得ない事情等により内容を変更する必要がある場合は、当組合と受注者で協議の上変更することができるものとする。

- ・情報発信
自社メディアやSNS等を可能な限り活用し、作成したPR動画の情報拡散を行うこと。
- ・形式等
 - ①映像はフルHD以上とする。
 - ②映像は、インターネット上（Youtube等）でも配信可能なデータ形式とする。
- ・動画の長さとお本数
 - ①3分程度の作品を1本以上
 - ②30秒程度の作品を2本以上

※①の動画作成時の素材を元としたダイジェスト版1種類以上及び当組合50周年ロゴを使用した「50周年 ver.」1種類以上を含むものとする。
- ・サムネイルの作成
上記動画それぞれに対し、撮影した映像を元に、加工や編集、テロップの挿入等により、Youtube等で表示するためのサムネイル画像を作成すること。

イ 映像の編集及び試写

当組合が必要と認めた場合は、編集作業に立会い、内容の修正を指示することができる。また、映像の試写は納品日の概ね2週間前に行い、原則データでの受け渡しとする。

ウ 成果物

- ・DVD（トールケース入り）7枚
レーベル面及びトールケース表面は本編の内容の分かるようなデザインとし、1枚ずつケースに収容すること。
- ・データメディア（DVD-R）2枚

ファイル形式はDVDドライブ付きパーソナルコンピュータで再生及び複製が可能なものとする。

エ 著作権

成果物の著作権は当組合に帰属する。また、各種イベント、当組合ホームページ、その他インターネット等で二次利用できるものとする。また、映像の一部のみの使用や再編集等も可とする。前記を考慮し、使用する映像・音楽の著作権、肖像権、個人情報保護など、適正に処理し、受注者は必要に応じて料金を支払うこと。

受注者は成果物について第三者が有する著作権その他の権利を侵害していないことを保証すること。また、第三者から著作権その他の権利の侵害等の主張があった場合は受注者がその責任においてこれに対処し、損害賠償等の義務が生じたときは、受注者がその全責任を負うこと。

(2) その他

(1)と連動させることで効果的である独自の提案事業があれば、当組合と協議の上、実施するものとする。なお、これに係る費用については受注者の負担とする。

5 履行期間

契約日から令和5年3月3日（金）まで

6 納品場所

川越地区消防局総務課（川越市神明町48番地4）

7 打ち合わせ等

当該業務について、随時、当組合との連絡・調整を行うものとする。

また、校正は、動画作成を担当する川越地区消防組合設立50周年記念事業実行委員会プレスオペレーション作業部会で行う。受注者は適宜、同作業部会へ出席し、作業の進捗について報告するものとする。

8 受注者の義務

- (1) 受注者は、受注する業務が行政サービスであることを十分認識し、法令・条例等を遵守し、業務を誠実に遂行しなければならない。
- (2) 受注者は、業務の実施にあたり、業務上知り得た秘密その他の情報を、業務以外の目的に利用したり、他に漏らしたりしてはならない。業務完了後又は契約解除後においても同様とする。
- (3) 受注者は業務に当たる者に欠員が生じた場合は、速やかにその者と同等又はそれ以上の経歴を有する代替者を充てられる体制を整えること。
- (4) 受注者は、契約後速やかに工程表を作成し提出すること。
- (5) 受注者は、本業務の全部又は一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、当組合の承諾を得ること。
- (6) 受注者は、本委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰する事由により発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (7) 受注者は、本委託業務の履行にあたり、受注者の行為が原因で第三者その他に損害が生じた場合にはその賠償の責めを負うものとする。

9 その他

- (1) 請求書については、委託業務完了に伴う完了検査に合格した後、速やかに提出すること。
- (2) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、当組合との協議の上決定する。
- (3) 受注者は、当組合が本契約に係る映像等を当組合ホームページに掲載またはその他に利用する際に、画像の加工、編集等が必要となった場合は、可能な範囲において協力すること。
- (4) 受注者は、組合施設又はその他の撮影場所での撮影等において行政機関からの身分証提示が求められた場合は、速やかに提示すること。
- (5) 撮影に必要な行政機関への届け出等は、受注者が行うものとする。